

西南コミュニティーセンター管理運営規則

2007(平成 19)年 1 月 30 日

制 定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西南コミュニティーセンター規程（2006（平成 18）年 12 月 5 日）第 9 条に基づき、西南コミュニティーセンター（以下「センター」という。）の利用及び管理運営について定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、センター長が認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) キリスト降誕祭（12 月 25 日）
- (3) 年末年始の休日（12 月 28 日から 1 月 5 日まで）

(開館時間)

第 3 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、センター長が許可する共用設備の利用は、午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めるときは、当該時間を変更することができる。

(共用設備の利用)

第 4 条 センターの共用設備は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホール
 - (2) 控室・練習室
 - (3) 茶室（和室）
 - (4) 多目的室
 - (5) 会議室
 - (6) プロジェクトルーム
 - (7) 展示スペース
- 2 共用設備を利用する場合は、所定の利用願を広報・連携課に提出しなければならない。
- 3 前項の利用願の提出期限は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 西南学院大学（以下「大学」という。）の学生及び教職員 使用日の 6 か月前から 10 日前まで

(2) その他 使用日の3か月前から10日前まで

4 利用を希望する場合は、利用者の中から利用責任者を定めなければならない。この場合において、利用責任者は、利用全般において責任を負うものとする。

5 利用責任者は、利用願の記載内容に変更が生じた場合、ただちに広報・連携課へ届け出るものとする。

(利用許可範囲)

第5条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合、センター長の許可を得て、共用設備を利用することができる。

(1) 大学(学部等を含む)が主催又は共催する行事

(2) 大学教職員が主催する行事

(3) 大学学生団体が主催する行事

(4) 大学同窓会又は同窓生で構成する団体が主催する行事

(5) 地域住民が主催する行事

(6) その他、特にセンター長が許可する行事

(利用許可の制限)

第6条 センター長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を許可しない。

(1) 大学の名誉又は信用を傷つけるおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物又は備品等を破壊するおそれがあるとき。

(4) その他、センター規程第2条に定める目的に合致しないおそれがあるとき。

(利用料)

第7条 利用料は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、利用料を免除する。ただし、入場料を徴収する場合は、この限りではない。

(1) 大学(学部等を含む)が主催又は共催する行事

(2) 大学教職員が会場責任者となる学会

(3) 大学学生団体が主催し、かつ、センター長が特に許可する行事

(4) その他、特にセンター長が許可する行事

(利用許可の取消又は中止)

第8条 センター長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取り消し又は利用を中止させることがある。

(1) 虚偽の申込が判明したとき。

(2) 所管部署の指示に従わなかったとき。

(3) その他、センター長が管理上支障があると認めたとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、建物、付帯設備、備品等を汚損、毀損又は紛失した場合、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

(所管部署)

第11条 この規則に関する事務は、総務部広報・連携課の所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、センター運営委員会及び部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2010(平成22)年1月26日から施行し、2009(平成21)年7月1日から適用する。